〒

－

〒

－

【添付書類】

□

□

前橋市長　　様

〒

－

申請者

（フリガナ）

氏

名

（　　　　　　　）　　　　 　　　－

開設している（勤務してい

る）助産所又は施術所の

名称

住

所

施術所等の開設有無（該当に○）

１　開設者

２　勤務施術者（開設なし）

３　出張専門（開設なし・勤務なし）

電話

指定

助産機関

施術機関

年　　　月　　　日

**（表面）**

電話

（　　　　　　　）　　　　　－

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律に基づく

指定申請書

生

年

月

日

（フリガナ）

（　　　　　　　）　　　　 　　　－

住　所

・公益社団法人　群馬県柔道整復師会への加入　　　　　　　　（　　有　　・　　無　　）

・公益社団法人　群馬県鍼灸マッサージ師会への加入　（　　有　　・　　無　　）

生活保護法第55条第２項において準用する同法第49条の２第２項各号（第１号、第４号ただし書、第７号及び第９号を除く。）に該当しな

い旨の誓約書

 　　（申請先）

開設している（勤務してい

る）助産所又は施術所の

所在地

業

務

の

種

類

助産　　　・　　　あん摩マッサージ指圧　　　・　　　はり　　・　　　きゅう　　　・　　　柔道整復

電話

　　上記のとおり申請します。

氏　名

・公益社団法人　群馬県鍼灸師会への加入　　　　　（　　有　　・　　無　　）

 平成

　　　　 年　　　 　月　　　 　日

所

属

団

体

指定を受けようとする業務の免許証（写）

　　年　　　月　　　日

理由

指

定

希

望

年

月

日

及

び

理

由

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面）

注意事項

1. この書類は、前橋市に提出してください。
2. 免許証の写しを添付してください。
3. 貴機関が指定された場合には、前橋市告示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

1. 表題の「助産機関・施術機関」の部分は、該当するものを〇で囲んでください。
2. 「氏名」「生年月日」「住所」欄には、指定を受けようとする助産師または施術者について記載してください。
3. 「施術所等の開設有無」欄については、次の通り〇を付けてください。

・施術所等を開設している施術者等の場合、「１　開設者」に〇を付けてください。

・開設者ではなく、施術初頭に勤務する施術者の場合、「２　勤務施術者（開設なし）」に〇を付けてください。

・開設者ではなく、出張専門の施術者の場合、「３　出張専門（開設なし・勤務なし）」に〇を付け、「開設している（勤務している）助産所または施術所の名称」欄には、「出

張専門」と記載してください。

　　　4　「業務の種類」は、該当するものを〇で囲んでください。

　　　5　「指定希望年月日及び理由」は、記入がない場合申請日が指定日となります。ただし、急迫する状態で先に助産若しくは施術を行った場合等、遡及できる場合がありますので、ご相談ください。

　　　6　「所属団体名」は、施術者について、該当するものを〇で囲んでください。

　　　7　「申請者」は、助産師または施術者本人の氏名及び住所を記載し、申請者個人の印（シャチハタ不可）を押印してください。

－３－

＜指定助産機関・施術機関用＞

|  |
| --- |
| 生活保護法第55条第２項において準用する同法第49条の２第２項各号（第１号、第４号ただし書、第７号及び第９号を除く。）に該当しない旨の誓約書　前橋市長　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　下欄に掲げる生活保護法第55条第２項において準用する同法第49条の２第２項各号（第１号、第４号ただし書、第７号及び第９号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。申請者　住　所氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| （誓約項目）生活保護法第55条第２項において準用する同法第49条の２第２項各号（第１号、第４号ただし書、第７号及び第９号を除く。）の規定関係１　第２項第２号関係　　指定を受けようとする助産師又は施術者（以下「申請者」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。２　第２項第３号関係　　申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。　 ※　その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定１　児童福祉法（昭和22年法律第164号）２　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）３　栄養士法（昭和22年法律第245号）４　医師法（昭和23年法律第201号）５　歯科医師法（昭和23年法律第202号）６　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）７　歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）８　医療法（昭和23年法律第205号）９　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）10　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）11　社会福祉法（昭和26年法律第45号）12　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）13　薬剤師法（昭和35年法律第146号）14　老人福祉法（昭和38年法律第133号）15　理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）16　柔道整復師法（昭和45年法律第19号）17　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）18　義肢装具士法（昭和62年法律第61号）19　介護保険法（平成9年法律第123号）20　精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）21　言語聴覚士法（平成9年法律第132号）22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）23　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）24　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）25　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）26　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）28 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号） |

|  |
| --- |
| ３　第２項第４号関係　　申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であること。４　第２項第５号関係　　申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであること。５　第２項第６号関係　　申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであること。６　第２項第８号関係　　申請者が、指定の申請前５年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。 |